

盛岡市市産材流通推進アクションプラン

策定 平成21年3月
改訂 平成27年3月

盛岡市木材流通推進会議

盛 岡 市

盛岡市は市産材の利用を推進します



木造公共施設整備

- ① 渋民小学校
- ② 繫小学校
- ③ 築川・児童老人福祉センター
- ④ 土淵児童福祉センター

木造公共建築物の一例です。盛岡市産のカラマツやスギなどを使用しました。木が持つ温かみと風情が伝わる建築物となりました。



市産材利用住宅支援

盛岡市産の木材を利用して新築・改築等を行った場合に、その利用材積に応じて補助金を交付しています。木材利用が進み、森林資源の循環による林業の活性化と森林機能の維持増進を図ります。



市産材支給

町内会等が公共の施設を整備する場合に、市産材を支給しています。木材利用の拡大を広くアピールするのが目的です。

はじめに

近年、国内で生産される木材は価格の低迷が続いており、林業収支の悪化から、森林所有者にとって森林の手入れが難しい状況となっています。このため盛岡市においても手入れの遅れた森林が増加しており、森林の持つ、優良な木材を生産する機能や、山地災害防止、環境保全など、安全で快適な市民生活を支えている公益的機能の持続的な発揮が難しくなってきました。このような中で、森林に対する要請は、木材生産から、水源かん養、自然環境の保全、地球温暖化の防止、レクリエーションや教育の場としての利用など多様化しており、これに応えていくためには、将来にわたり森林の適正な整備と保全により森林を健全に育成していくことが重要となっています。

林業生産活動を通して森林の整備・保全を進めるためには、木材の利用を促進し、需要を増大させ、林業のサイクルを円滑に循環させていく必要があります。特に、市域内の森林から生産される材（以下「市産材」と呼びます。）の利用拡大とその流通体制の整備が、市の森林・林業の振興と木材産業の持続的な発展にとって喫緊の課題であると考えています。

市では、林業振興施策の一環として、林業・木材産業関係者等で構成された「盛岡市木材需要拡大研究会」からの提言内容を基に、市産材の利用推進とその流通体制の整備を図るため、新たに「盛岡市木材流通推進会議」を設置し、市産材流通のための安定供給体制の整備に向け、その具体化に関する取組をしております。

その中で、行政と木材流通にかかわる林業・木材産業関係者等が互いに連携、協働し、それぞれの立場（役割）から自主的な取組をしていただくことを目的に、盛岡市木材流通推進会議と市は、「盛岡市市産材流通推進アクションプラン」を策定いたしました。

今後はその実践にあたり、林業・木材産業関係団体等の皆様方の格別なるご理解とご協力をお願い申し上げる次第です。

平成21年3月

目 次

第1章	盛岡市市産材流通推進アクションプラン策定の趣旨	1
第1	プラン策定の目的と位置づけ	1
第2	プランの実施主体と取組区分	1
第2章	森林・林業・木材産業の現状と課題	2
第1	森林・林業の現状と課題	2
第2	木材産業の現状と課題	2
第3章	市産材流通推進のための取組	2
第1	素材生産の向上と供給体制の整備について	2
第2	林内路網の整備拡充など生産基盤の整備について	4
第3	製材・加工及び建築関連の取組について	4
第4	市産材の用途開発と利用拡大	6
第5	市産材のPR	7
第6	住宅建築における在来工法等への市産材利用や木材製品の推奨について	9
第7	木材情報の共有と発信の強化について	10
第4章	プランの推進方法	10
第1	協働による推進	10
第2	広域連携による推進	11

第1章 盛岡市市産材流通推進アクションプラン策定の趣旨

第1 プラン策定の目的と位置づけ

盛岡市木材流通推進会議と市は、市の森林・林業の振興とそれにかかわる木材産業の持続的な発展のため、市産材の流通と安定供給体制の整備に向けて、行政と木材流通にかかわる林業・木材産業関係者等が互いに連携、協働し、それぞれの立場（役割）から自主的な取組をしていただくことを目的に、「盛岡市市産材流通推進アクションプラン」を策定いたしました。

第2 プランの実施主体と取組区分

各アクションプランは、それぞれ「実施主体」と、流通規模による「取組区分」を次のとおり想定しています。

1. 「実施主体」 該当するアクションプラン実施の際の中心となる方、団体等です。
実施主体は、市及び林業・木材産業関係団体等のうちからアクションプラン毎に設定しています。

注) 林業・木材産業関係団体等とは

当該アクションプラン上の定義付けとして、森林所有者、森林組合、素材生産業者など従来からの林業関係者に加え、製材加工業者、建築設計士、工務店等など、木材・住宅産業関係者までを含む「木材の生産、加工及び流通にかかわる方、団体等」を林業・木材産業関係団体等としています。

2. 「取組区分」 木材の流れ（流通規模の大小等）により、アクションプランを次の3つの取組区分に分けています。

- ①『共通』・・・木材の流通規模等にかかわらず、全体に共通するもの
- ②『大きな流通』・・・大量かつ安定的な供給体制を想定するもの（集成材、合板など工業部材的な供給体制や人工乾燥材を中心とする製材品流通など）
- ③『小さな流通』・・・顔の見える木材での家づくりなど、木の地産地消的な供給体制を想定するもの（天然乾燥材を中心とする製材品流通など）

※取組区分のうち、『大きな流通』及び『小さな流通』については、各アクションプランの文末に表記しています。（表記のないものは『共通』になります。）

第2章 森林・林業・木材産業の現状と課題

第1 森林・林業の現状と課題

木材価格の長期にわたる低迷などから、森林・林業を取り巻く環境は厳しく、森林所有者の林業経営意欲が減退しています。その一方で、森林の成熟化が進み、伐期を迎えている森林も増加しています。市では、これまで間伐など森林の整備に対して様々な支援を行ってきましたが、依然として手入れが停滞している状況です。このことは、市内で、松くい虫によるアカマツ材の被害が拡大することにもつながっています。このままでは、優良な森林資源の造成が難しくなるばかりではなく、森林の持つ公益的機能の低下により、安全で快適な市民生活が脅かされる恐れも出てきています。

このような現状を改善するには、本来の林業生産活動を通して森林の適正な整備と保全を進め、森林を健全に育成していくことが不可欠であり、そのためには、木材の利用を促進し、需要を増大させ、林業のサイクルを円滑に循環させることが重要となります。特に、市域内の森林から生産される「市産材」の利用拡大とその流通体制の整備が、市の森林・林業にとって喫緊の課題となっています。

第2 木材産業の現状と課題

長引く不況とこれまでの国産材需要の停滞により、本市の製材所は激減しており、それに関連する木材産業も厳しい状況にあります。しかし、近年、国産材需要は増加傾向にあり、住宅の耐震性や製品の品質・性能に対する消費者ニーズが高まる中で、今後、林業側と木材産業側が互いに地域での連携を図りつつ、効率性を高めながら、乾燥材などを安定的に供給するための体制の整備を進めることが重要になってきています。

第3章 市産材流通推進のための取組

第1 素材生産の向上と供給体制の整備について

□現状と課題

当市の森林は、スギ、アカマツ、カラマツを中心に人工林率が高くなっており、用材として利用可能な成熟期を迎えています。しかし、木材価格の低迷などにより手入れされずに放置される森林が増えており、間伐を中心とした積極的な森林整備を進め、林業生産性の向上と優良な森林資源の造成を推進する必要があります。



■アクションプラン

《森林所有者の立場から》 《素材生産業者の立場から》

1. 森林組合は、地域座談会の開催や個別訪問等により森林所有者との関係強化を図ります。
2. 森林組合は、利用間伐や主伐の可能地調査により森林情報の集積を図るとともに、森林所有者の伐採に関する意向調査を実施し、施業の集約化と提案型施業の推進を図ります。
3. 森林組合や素材生産業者は、個々に把握している伐採可能地に早期対応できない場合、他の素材生産業者等に情報提供や協力依頼が行えるよう、伐採可能な森林情報の共有と活用が出来る体制づくりを検討します。
4. 森林組合や素材生産業者は、山元立木価格等の取引状況を調査し、森林所有者に情報提供します。
5. 市は、森林経営計画策定の取組を支援し、森林組合とともに森林所有者に利用間伐を積極的に働きかけ、施業の推進と木材の安定的な供給に努めます。
6. 市や森林組合は、森林所有者に伐採跡地への適正な再生林を働きかけ、森林経営計画等に基づく計画的な施業実施と循環型の林業経営を指導、提案していきます。
7. 市や森林組合は、森林所有者が行う間伐や造林の費用負担を軽減するため、国・県の森林整備関連補助金制度を周知するとともに、市の支援制度についても活用を図ります。

8. 市は、市有林の活用について検討をすすめるとともに、市有林伐採予定情報の提供に取り組めます。

9. 森林組合や素材生産業者は、担い手の育成・確保が求められているため、国・県の制度を活用するとともに、市はその制度の周知に努めます。

第2 林内路網の整備拡充など生産基盤の整備について

□現状と課題

木材の伐採や搬出など、人力や旧式の機械による作業が中心となっており、素材生産や搬出経費の低減を図りながら、林業生産性を高める必要があるため、これまで整備した林道、作業道等を活かしながら、さらに低コストで高密度な林内路網の整備や高性能林業機械の導入を進めるなど、効率的な森林施業を推進していくことが重要になっています。



■アクションプラン

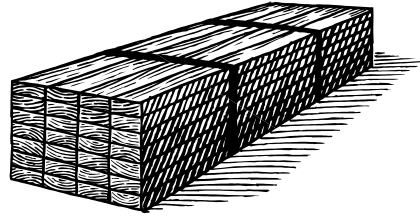
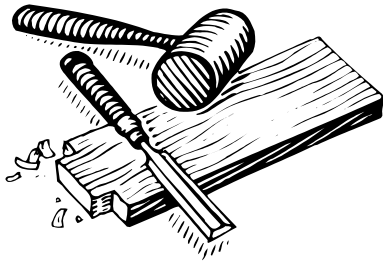
1. 市は、林道や作業道の開設等における補助制度の活用支援を行います。
2. 森林組合や素材生産業者は、簡易で長持ちする低コスト作業道の研究を進め、路網と高性能林業機械を組み合わせた効率的な作業システムの導入を図っていきます。
3. 林業・木材産業関係団体等は、岩手県林業技術センター、大学等の教育研究機関に対し、低コスト作業道に関する研修会の開催や現場施設の公開について協力要請をしていきます。

第3 製材・加工及び建築関連の取組について

□現状と課題

市域内の製材・加工施設が少なく、市内で加工され流通する市産材の量が十分ではないことから、近隣地域も含め、複数の製材・加工施設等や工務店、建築士など建築関連業者等が連携を図りながら、建築用材など林産物の需要に臨機に対応できるよう、安定した供

給体制を整備する必要があります。



■アクションプラン

《製材加工業者の立場から》 《建築士・設計会社の立場から》 《住宅等建設会社の立場から》

1. 製材加工業者は、大・中口需要に対応するため、近隣地域など広域での連携をすすめながら、人工乾燥施設や人工乾燥材ストックヤード（ストックヤード＝木材の一時保管場所）の一体的な整備に取り組みます。【大きな流通】
2. 製材加工業者は、中・小口需要に対応するため、林業・木材産業関係団体等と連携しながら天然乾燥方式ストックヤードの整備に取り組みます。【大きな流通】 【小さな流通】
3. 製材加工業者は、担い手の育成・確保が求められているため、製材や乾燥の技術の継承に努めます。
4. 製材加工業者は、製材や乾燥の技術及び製材品等についてのPRを行います。
5. 建築設計士は、消費者ニーズに対応できるよう、市産材を活かしたデザインや使い方など市産材利用住宅に関する情報を製材加工業者、工務店等に対して提供します。【小さな流通】
6. 建築設計士や工務店等は、森林所有者や素材生産業者等の協力を得ながら、森林見学ツアーや住宅完成見学会を行うことにより、「山での木だしから建築までのストーリー」をつくるなど、「顔の見える木材での家づくり」による市産材利用住宅の推進を図ります。【小さな流通】
7. 工務店等は、在来軸組工法に対応する大工の養成・研修を行うとともに、その耐久

性や耐震技術などを消費者へPRします。【小さな流通】

8. 工務店等は、消費者が求めやすい価格帯の市産材利用住宅の提供を検討していきます。【小さな流通】

《市産材安定供給システムの整備のために》

9. 市や林業・木材産業関係団体等は、長期的な視野に立ち、森林の整備から木材加工・流通までの各部門の連携を積極的に推し進めていきます。
10. 市や林業・木材産業関係団体等は、市産材証明のため、県産材証明制度を積極的に活用していきます。
11. 市や林業・木材産業関係団体等は、既存施設、遊休施設等の有効活用による製材品ストックヤードの整備を検討します。【大きな流通】 【小さな流通】

第4 市産材の用途開発と利用拡大

□現状と課題

市産材としての需要が十分ではない状況の中で、木材としての市産材の新たな利用を広げるため、間伐材や小径木の有効活用のほか、加工して強度や耐久性を向上させるといった木材の機能を高めることによって市産材の製品化を図るなど、用途開発を進める必要があります。また、市産材の利用拡大のため、先導的な効果が期待される公共施設等への利用や、一般住宅、民間施設等への利用を働きかける必要があります。また、盛岡市内で拡大している松くい虫被害によるアカマツ材の立木等の価格の下落や、アカマツ材を使用した製品価格の高騰が危惧されていることから、アカマツ材の需要拡大について方策を検討する必要が有ります。



市産材利用製品（動物公園内シャトルカー停留所）



市産材利用公共施設（繫小学校）

■アクションプラン

《用途開発》

1. 林業・木材産業関係団体等は、様々な用途の面から市場が求めているものをリサーチするとともに、県技術センター、大学など教育研究機関の協力を得ながら製品・用途開発に関する情報収集を行います。
2. 市は、関係教育研究機関と木材関係者との間で、製品・用途開発に関する研究要望の仲介・調整やその研究成果の公表を行います。

《利用拡大》

3. 市は、盛岡市木材利用推進方針に基づき、①公共施設の木造化及び内装の木質化、土木工事への木質材料の使用を積極的に推進し、市産材の活用を図ります。②公共施設での暖房施設等にチップボイラー、薪ボイラー、ペレットストーブ、薪ストーブ、の導入及び、木質バイオマス燃料の利用推進を図ります。③グリーン購入法に基づき、木材・木材製品利用を推進します。
4. 市は、未利用間伐材等の利用促進を図ります。
5. 市は、市産材を利用した木製ベンチなどを公共施設等への設置及びストリートファニチャーとしての設置を推進していきます。
6. 市や林業・木材産業関係団体等は、協働でアカマツ材の利用促進方策について検討し、新たな用途の開発や、利用拡大に努めます。
7. 林業・木材産業関係団体等は、市産材を積極的に使用していくとともに、他の関係団体等にも使用を働きかけていきます。
8. 林業・木材産業関係団体等は、民間施設へのチップボイラー、薪ボイラー、ペレットストーブ、薪ストーブ等の導入を推進し、木質バイオマス燃料の利用拡大に努めます。

第5 市産材のPR

□現状と課題

市産材を利用することの利点が、あまり市民に理解されていない状況にあるため、木材の持つ健康や快適性の面だけではなく、市産材利用を通じた森林づくりの大切さや地球温暖化防止への貢献なども含め、市産材利用についてPRすることが重要になっています。また、市産材を利用した家づくりを目指すグループ等の活動への支援やモデル事業などによる市産材PRをする必要があります。



市産材利用住宅の一部



市産材利用公共施設の展示（渋民小学校）

■アクションプラン

1. 市は、林業・木材産業関係団体等の協力により、市産材利用を推進するパンフレットの作成と普及を行い、市産材をPRしていきます。
2. 市は、市広報・HP等を活用するとともに、林業・木材産業関係団体等においても、それぞれの機関紙等で積極的に市産材をPRしていきます。
3. 市は、林業・木材産業関係団体等が実施する市産材利用の普及宣伝の取組への支援や協働を推進します。
4. 市は、市産材のブランド化を図るとともに、市産材利用住宅の建築を目指すグループ等に支援します。【小さな流通】
5. 市は、林業・木材産業関係団体等の協力を得ながら、小・中学生に対し森林に関する教材を提供するとともに、森林体験などの企画を組みます。
6. 市は、市の木造公共施設を活用した展示、見学会ほか各種イベント等による啓発活動の推進を図ります。
7. 市は、市民の意向も取り入れながら、市産材を利用した様々な事業により市産材のPRをします。また、事業の成果が市産材需要に結びついていくよう林業・木材

産業関係団体等に情報提供していきます。【小さな流通】

8. 林業・木材産業関係団体等は、互いに連携しながら伐採現場，製材現場，木材市場，建築現場など山側から住宅建築までの見学会を開催するなど，木の良さをPRしていきます。【小さな流通】

第6 住宅建築における在来工法等への市産材利用や木材製品の推奨について

□現状と課題

在来工法等による市産材利用住宅の建設や市産材製品への消費者の要請に応えるために，市産材利用による住宅建築予定者への相談窓口や建築関係業者等による市産材納入相談窓口の充実などが求められています。



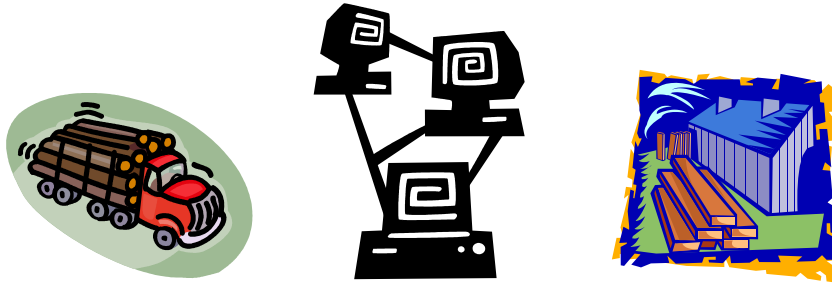
■アクションプラン

1. 市や林業・木材産業関係団体等は，市産材利用住宅の新築，改築への支援の継続に努めます。また，店舗等の市産材の利用促進を進めることにより，市民が市産材を身近に感じられるように努めます。
2. 林業・木材産業関係団体等は，市産材利用による住宅建築予定者への相談窓口を設けるとともに，市産材を含む地域材の斡旋等を行うコーディネーター制度の実現に向けた取組をすすめます。
3. 林業・木材産業関係団体等は，市産材納入相談窓口の充実を図るとともに各工務店等へPRをしていきます。
4. 林業・木材産業関係団体等は，在来軸組工法や木の良さについて，消費者等に様々な機会を通じてPRをしていきます。

第7 木材情報の共有と発信の強化について

□現状と課題

市産材の川上から川下までの一貫した流通体系と安定した供給体制の整備には、林業・木材産業関係団体等の連携による木材需給情報の共有・相互発信が可能な情報ネットワークシステムが求められています。



■アクションプラン

1. 市や林業・木材産業関係団体等は、森林資源、丸太、製材品等の需給及び在庫の情報の共有・相互発信が可能な情報ネットワークシステムづくりを検討し、情報収集発信基地としての「情報センター」の設置を目指します。

第4章 プランの推進方法

第1 協働による推進

1. 市の役割

- ①市は、このプランを推進するため、林業・木材産業関係者等に対しプランへの賛同と実行を働きかけるとともに、市民（消費者）に理解を求めていきます。
- ②市は、このプランに賛同する林業・木材産業関係者等と連携しながら、プランの実行とその支援に努めます。

2. 林業・木材産業関係者の役割

このプランに賛同する林業・木材産業関係者等は、互いに連携しながらプランの実行に努めます。

3. 「市産材の流通推進に関する協働型事業」の提案と実施

市は、プランの中から、特に林業・木材産業関係者等の連携や研究などが必要と思われる取組を推進するために、市と林業・木材産業関係者等による「市産材の流通推進に関する協働型事業」を提案し、賛同する林業・木材産業関係者等

から参加希望者を募って事業を実施するとともに、事業参加者への支援に努めます。

第2 広域連携による推進

地域材としての市産材の流通体系と安定供給体制の整備を進める上で、近隣地域の林業・木材産業関係団体等や関係市町村等とも連携しながら、スケールメリットを活かした製材・加工体制の整備や高効率の流通システムと安定供給体制についても検討をしていきます。

担当：盛岡市農林部林政課

電話：019（626）7541

FAX：019（651）6248

電子メール：rinsei@city.morioka.iwate.jp